

# 近江八幡建設工業会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 当会は、建設業法に定める登録をしたる者で近江八幡市地区内において建設業を営むものをもって組織し、これを正会員とする。  
前項の者以外の者で当会の趣旨に賛同する者は、各部会で協議した上で理事会にて決定し賛助会員とする。
- 第2条 当会は、会員相互の福利・親睦を図り建設業に関する経営・技術の改善・向上に資することを目的とする。
- 第3条 当会は、近江八幡建設工業会（以下単に当会という）と称する。
- 第4条 当会の事務所は、これを近江八幡市桜宮町231番の2近江八幡商工会議所におく。
- 第5条 当会の会員は、社団法人滋賀県建設業協会湖東支部の運営に協力し、かつ近江八幡商工会議所建設部会に協力するものとする。

## 第2章 事 業

- 第6条 当会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行なう。
- (1) 会員の福利親睦及び専門知識・一般教養の向上を図るための懇談会・研究会・講演会の開催
  - (2) 建設業の経営、技術の進歩改善に関する調査研究
  - (3) 建設業に関する情報並びに参考資料の蒐集配布
  - (4) 関係有誼団体との連絡
  - (5) 建設業に対する一般の正しい認識を得るための紹介宣伝
  - (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 入会及び退会

- 第7条 第1条に掲げた建設業者は別に定める入会申込み手続をし、理事会の承認を得れば何時でも入会することが出来る。
- 第8条 会員は、別に定める手続によって退会の申入れをすれば何時でも退会することが出来る。
- 第9条 会員が次の各号の1に該当したとき、当会は、理事会の決議を経てその者の退会を求める。

- (1) この会則に反することをした時
- (2) 会員として名誉を汚すようなことがあった時
- (3) 期日を過ぎ当会から催告しても会費を支払わなかった時

第10条 当会の会員は、当会を退会しようとする時、又は退会した後当会に対し何物をも請求できない。

第11条 当会の会員は、当会を退会しても在会中の会員としての義務はこれを完全に果たさなければならない。

#### 第4章 役員

第12条 当会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若 干 名
理 事	若 干 名
部 会 長	若 干 名
監 事	2 名

会長は、総会において選任する。

会長は、他の役員を選任する。

第13条 会長は、当会を代表し会則並びに会員総会の決議に基づいて会務を執行する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代理する。

理事は、理事会を構成し当会の事業を審議する。

監事は当会の会計を監査する。

第14条 当会に相談役、顧問を置くことができる。

理事会の承認を得て会長が委嘱することができる。

第15条 理事は次の事項を審議決定する。

- (1) 会員総会に附議すべき事項
- (2) 入会及び退会の承認
- (3) 会員総会の決議によって委任された事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

第16条 役員任期は2年とする。

但し再選を妨げない。

役員に欠員を（会長、副会長を除く）生じてても会長が会務の運営上支障がないと認めた時は補充選任は行なわない。

補充選任により新しい役員となった者の任期は第1項の規定に拘わらず従前からの役員の残任期間とする。

## 第5章 会 員 総 会

- 第17条 当会に会員総会を置く。  
会員総会は次の事項により会長が招集する。
- (1) この会則によって必要となった時
  - (2) 理事会が必要と認めた時
  - (3) 会員の3分の1以上の請求があった時
  - (4) 監事からの請求があった時
- 第18条 会員総会は次の事項を審議決定する。
- (1) 予算
  - (2) 決算及び事業報告の承認
  - (3) 会則の改正
  - (4) 本会の解散及び残余財産の処分方法
  - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 会員総会の議長は、会長をこれに充てる。  
会員総会の議事は出席会員の過半数の決議によってこれを決するものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 第19条 会員総会を開催する時は開催日の10日前迄に会長から当該会員総会に附議する事項・開催の日及び場所を記載した書面によって会員に通知する。  
前項の規定によって予め通知した事項以外の事項は会員総会に附議することが出来ないものとする。  
但し臨時の事項で出席会員の3分の2以上の同意を得たものについてはこの限りでない。
- 第20条 会員は会員総会に出席し、議決権を行使することを代理人に委任することが出来る。  
但し代理人は他会員又は会員の社員でなければならない。

## 第6章 部 会

- 第21条 本会に、理事長の議決を経てその目的達成に必要なる部会を置くことができる。

## 第7章 事 務 局

- 第22条 当会は、事務を処理するため事務局を置く。
- (1) 事務局に職員及び雇員各若干名を置く。
  - (2) 事務局の職員並びに雇員の員数は理事会でこれを定める。
  - (3) 職員及び雇員の任免は会長がこれを行なう。

## 第8章 会計(入会金及び会費)

- 第23条 当会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月末日迄の1年とする。
- 第24条 当会の経費は入会金・会費・及び寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第25条 入会した時は、入会と同時に入会金 30,000 円を納入しなければならない。  
(注) 理事会にて金額を毎年決定する。
- 第26条 当会の会費は、別に定めるところにより会員からこれを徴収し、その額は毎年理事会においてこれを定める。

## 第9章 雑 則

- 第27条 本規約の他、必要にして軽易な事項は理事会がこれを定め、緊急にして重要な事項は理事会にて処理した後次の総会において承認を求めるものとする。

## 第10章 慶 弔 規 定

- 第28条 (本社(店)新築祝金)  
会員の事業所又は本社を新築した場合は新築祝金として次の金額を支給する。
- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| (1) 本 社     | ¥ | — |
| (2) 支社又は事業所 | ¥ | — |
- 第29条 (結婚祝金)  
会員又は実子が結婚した場合は結婚祝金として次の金額を支給する。
- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| (1) 会 員 本 人 | ¥ | — |
| (2) 子 供     | ¥ | — |
- 第30条 (療養見舞金)  
会員又はその配偶者が病気又は負傷により一週間以上療養もしくは入院する場合次の金額を見舞金とする。
- |          |         |   |   |
|----------|---------|---|---|
| (1) 会員本人 | 自宅療養の場合 | ¥ | — |
|          | 入院の場合   | ¥ | — |
| (2) 配偶者  |         | ¥ | — |
- 第31条 (災害見舞金)  
会員の住居が水火災等により災害を受けた時は災害見舞金として次の金額を見舞金とする。
- |  |  |   |   |
|--|--|---|---|
|  |  | ¥ | — |
|--|--|---|---|
- 第32条 (弔慰金)  
会員、配偶者、父母子が死亡した時は次の金額を遺族に弔慰金として支給する。

- |             |   |   |
|-------------|---|---|
| (1) 会 員 本 人 | ¥ | — |
| (2) 配 偶 者   | ¥ | — |
| (3) 父 母 子   | ¥ | — |
- (4) 本人と配偶者が死亡した時は弔慰金の他に供花を支給する。  
(5) 役員の場合は香儀、供花、供物を支給する。  
(注) 但し、第 27 条～31 条の金額は理事会にて決定する。

#### 付 則

1. 本会則は令和 2 年 4 月 1 日より改正する（第 12 条）。